

令和7年度

山形県議会危機管理委員会報告書

令和8年3月2日

山形県議会危機管理委員会

目 次

I	協議の経過及び結果について（概要）	1
II	危機管理委員会事業実績	2
III	定期的な訓練の実施	3
1	安否確認訓練	3
2	避難訓練	3
IV	山形県議会危機管理マニュアルの検証・見直し	5
1	危機管理に関する有識者との意見交換会	5
2	山形県議会危機管理マニュアルの見直し	6
 【資料】		
別添 1	山形県議会危機管理委員会委員名簿	7
別添 2	山形県議会危機管理委員会要綱	8
別添 3	令和 7 年度山形県議会避難訓練実施計画	9
別添 4	危機管理に関する有識者との意見交換会	10
別添 5	山形県議会危機管理マニュアル（第四版）（案）	11

I 協議の経過及び結果について（概要）

山形県議会危機管理委員会は、山形県議会危機管理委員会要綱に基づき、災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議を行うため設置されたものである。

今年度は、7回にわたり委員会を開催し、安否確認訓練及び避難訓練を企画・実施するとともに訓練の評価・検証を行った。さらには、昨今の災害の頻発化・激甚化や山形県議会危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定から相当程度の期間が経過したことから、災害時における議会の役割を再確認するとともに、現行の危機管理マニュアルの改善点等について外部有識者の意見を求めるため、全議員を対象に「危機管理に関する有識者との意見交換会」を開催した。この有識者の意見等を踏まえ、本委員会では危機管理マニュアルの内容について、協議・検討を重ね、議員の安否確認や議員との連絡手段等について時勢の変化に応じた見直しを行い、「山形県議会危機管理マニュアル（第四版）（案）」として取りまとめたところであり、速やかな対応を求めるものである。

本委員会においては、引き続き、様々な想定での避難訓練を実施するなど、災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議を継続していく必要がある。

災害等はいつ何時発生するか予測することが困難なものであり、災害発生時等において、本県議会がその機能を十分に発揮できるよう、各議員においては、危機管理マニュアルの趣旨を理解するとともに、危機対応力の向上を図られることを望むものである。

Ⅱ 危機管理委員会事業実績

令和7年度は、以下のとおり、7回にわたり危機管理委員会を開催し、協議・検討を行うとともに、安否確認訓練や避難訓練の実施及び危機管理に関する有識者との意見交換会を実施した。

開催年月日	事業内容
令和7年4月23日	【第1回危機管理委員会】 (1) 令和7年度の年間予定について (2) 安否確認訓練の実施について
令和7年6月18日	【第2回危機管理委員会】 (1) 危機管理マニュアルの検証及び意見交換について
令和7年6月25日	【安否確認訓練】 ・ 安否確認システムによる安否確認訓練の実施
令和7年9月12日	【第3回危機管理委員会】 (1) 安否確認訓練の実施結果について (2) 危機管理マニュアルの検証及び意見交換に係る内容変更について (3) 避難訓練の実施について
令和7年9月26日	【危機管理に関する有識者との意見交換会】 <講演> 演題：災害時における議会の役割について 講師：拓殖大学政経学部 教授 河村 和徳 氏 <意見交換> テーマ：危機管理マニュアルについて
令和7年10月28日	【第4回危機管理委員会】 (1) 危機管理マニュアルの見直しについて
令和7年12月2日	【第5回危機管理委員会】 (1) 避難訓練の流れについて (2) 避難訓練における危機管理委員の役割について (3) 避難訓練の検証について
令和7年12月11日	【避難訓練】 ・ 予算特別委員会開催中、北棟5階給湯室から出火した想定で避難訓練を実施
令和8年1月26日	【第6回危機管理委員会】 (1) 避難訓練の検証について (2) 山形県議会危機管理マニュアルの改正素案について
令和8年2月18日	【第7回危機管理委員会】 (1) 山形県議会危機管理マニュアル（第四版）（案）について (2) 山形県議会危機管理委員会報告書（案）について

Ⅲ 定期的な訓練の実施

6月定例会の会期中にスマートフォンを使用した安否確認訓練を実施し、12月定例会の会期中には従来の訓練想定を変えて避難訓練を実施した。

1 安否確認訓練

昨年度はタブレットを使った安否確認システムによる報告訓練を実施したことから、今年度は以下の概要のとおりスマートフォンを使った報告訓練を実施した。

- (1) 開催日時 令和7年6月25日(木) 各常任委員会意見調整 終了後
- (2) 内 容 安否確認システムにより議員が議会事務局に報告
※ 安否確認システムが利用できない場合は、電子メールまたは電話により報告
- (3) 安否確認の報告結果
安否確認システムによる報告 43名(100%)
 (内訳) タブレット端末 2名(5%)
 スマートフォン 41名(95%)
- (4) 確認完了 令和7年6月25日(木) 13時04分
※ 訓練実施後に安否確認システムにより報告を確認した結果、報告の確認ができなかった2名に報告を改めて依頼し、安否確認訓練を実施。

2 避難訓練

近年、同一の想定による避難訓練が続いたことから、危機対応力の向上のため、異なる想定による実施を求める意見があったため、以下の概要のとおり予算特別委員会中に火災が発生した想定での避難訓練を実施した。(別添3)

- (1) 開催概要
- ① 開催日時 12月11日(木) 予算特別委員会終了後
- ② 訓練参加者 全議員、事務局職員
- ③ 訓練概要 危機管理委員及び事務局職員の誘導により、全議員が議会南棟2階ロビー(訓練用避難場所)に避難する。

(想定)

- ・北棟5階湯沸室からの火災発生
- ・火災発生時は、正副議長を除く議員が予算特別委員会室に在席
- ・延焼のため避難
- ・エレベーターは火災発生のため使用不可



【避難訓練の趣旨・概要説明】



【予算特別委員会室から避難】



【階段を利用した避難】



【避難確認】

(2) 避難訓練の検証

① 評価・意見

専門家の意見を反映するため防災くらし安心部職員の避難訓練の参観及び評価を依頼するとともに、危機管理委員及び事務局職員にアンケートを行い、主なものとして、以下の評価及び意見が寄せられた。

ア 防災くらし安心部

- ・昨年までの地震発生後の避難行動から、火災発生時の避難行動に変えて訓練を行ったことは、災害等の形態に応じた避難行動を身に付けるためにも意義がある。
- ・火災発生時は、速やかに建物の外に避難するとともに、煙を吸わないようにタオルやハンカチ等を口と鼻にあてて避難する着意が必要である。

イ 危機管理委員及び事務局アンケート

- ・避難指示の際、マイクが入らない可能性を考慮した誘導方法を検討する必要がある。
- ・火災発生時の基本避難行動として、ハンカチ等を利用して煙を吸わない対応行動を促す注意喚起が必要である。

- ・転倒、将棋倒しの危険性を事前に注意喚起するとともに、避難順序も予め検討しておく必要がある。
 - ・執行部と一緒に避難訓練をする必要がある。
- ② 次年度への申し送り事項
- 検証の結果を今後の訓練に反映し、より実践的なものとしていくため、引き続き協議・検討を深めていくことが必要と考える。

IV 山形県議会危機管理マニュアルの検証・見直し

昨今の災害の頻発化・激甚化や危機管理マニュアルの策定から相当程度の期間が経過したことから、「危機管理に関する有識者との意見交換会」を開催するとともに、外部有識者の意見等を踏まえ、「山形県議会危機管理マニュアル(第四版)(案)」を取りまとめた。

1 危機管理に関する有識者との意見交換会

災害時における議会の役割を再確認するとともに、現行の危機管理マニュアルの見直しの必要性等について有識者の意見を求めるため、「危機管理に関する有識者との意見交換会」を開催した。(別添4)

(1) 開催日時 令和7年9月26日(金) 本会議終了後

(2) 場 所 予算特別委員会室

(3) 内 容

① 有 識 者：拓殖大学政経学部 教授 河村 和徳 氏

② 講 演：「災害時の議会の役割について」

- ・議会のデジタル改革の目的
- ・東日本大震災と地方議会の危機
- ・コロナ禍におけるデジタル活用からの教訓
- ・危機と(地方自治法)89条
- ・「出席」と「欠席」のはざま
- ・熊本地震・能登半島地震の教訓もふまえて 等

③ 意見交換：危機管理マニュアルについて

(有識者の主な意見)

- ・議員が県外にいる場合の安否確認の対応を決めておく必要がある。
- ・議員との連絡は、複数の手段、ネットワーク回線も複数用意しておく必要がある。
- ・議会開会中のみでなく、閉会中の対応を決めておく必要がある。

- ・ 議事堂が使用できない場合を想定して、他の施設の確保について準備をしておく必要がある。
- ・ 議会に参集できない場合を想定し、委員会等のデジタル化を検討する必要がある。 等



【意見交換会の趣旨説明】



【講演】

2 山形県議会危機管理マニュアルの見直し

「危機管理に関する有識者との意見交換会」における有識者からの意見等を踏まえ、本委員会において協議・検討を重ね、県外にいる議員の安否確認の方法及び連絡手段へのショートメールの追加、議会開会中及び閉会中の対応が明確化されるよう構成を見直したほか、代替議場等を確保する際の執行部への配慮や時勢の変化に応じた文言等の整理を行い、「山形県議会危機管理マニュアル（第四版）（案）」として取りまとめたところである。なお、委員会等のデジタル化に関しては「山形県議会デジタル化推進会議」の検討結果により、今後必要が生じた場合に対応することと整理した。

災害等はいつ何時発生するか予測することが困難なものであり、災害発生時等に本県議会がその機能を十分に発揮できるよう、危機管理マニュアルの見直しについて、速やかな対応を求めるものである。（別添5）

山形県議会危機管理策定委員会

委員名簿

委員長	澁間	佳寿美	(自由民主党)
副委員長	今野	美奈子	(県政クラブ)
委員	齋藤	俊一郎	(県政クラブ)
委員	石川	正志	(県政クラブ)
委員	伊藤	香織	(自由民主党)
委員	江口	暢子	(県政クラブ)
委員	高橋	弓嗣	(自由民主党)
委員	相田	日出夫	(自由民主党)
委員	遠藤	和典	(自由民主党)
委員	梶原	宗明	(自由民主党)
委員	五十嵐	智洋	(自由民主党)

(※正副委員長以外は議席番号順)

山形県議会危機管理委員会要綱

(目 的)

第1条 山形県議会危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）は、災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議を行う。

(構 成)

第2条 危機管理委員会は、山形県議会会派協議会の構成員（議長及び副議長を除く。）、各常任委員会の委員長及び議長が指名する議員の15名以内の委員をもって組織する。

(会 議)

第3条 危機管理委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ議会運営委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
2 危機管理委員会は、委員長が招集する。

(協議事項)

第4条 危機管理委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 災害発生時等における当面の県議会としての対応に関する事。
- (2) 議会対応に関する常任委員会等との調整に関する事。
- (3) 山形県議会危機管理マニュアルの充実・見直しに関する事。
- (4) 県議会における避難訓練の企画等に関する事。
- (5) その他県議会の危機管理に関する事。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、危機管理委員会の運営に関し必要な事項は、危機管理委員会において協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

令和 7 年度山形県議会避難訓練実施計画

1 目 的

議員及び事務局職員が「山形県議会危機管理マニュアル」についての理解を深め、災害発生時に適切かつ迅速に対応することができるよう、予算特別委員会中における火災の発生を想定した避難訓練を実施し、避難手順を確認する。

2 期 日

令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木）

3 場 所

予算特別委員会室 等

4 参加者

議員、議会事務局職員、マスコミ（事務局代理）
※執行部については、今回は参加しない。傍聴者なしの設定。

5 訓練のポイント

- ① 前年の課題を踏まえた対応とする。
課 題：本会議中での地震発生の設定が続いているため、異なる設定を想定した訓練をする必要がある。
改善点：予算特別委員会中の火災発生の設定とする。
- ② 北棟 5 階給湯室からの出火を想定し、エレベーター及び西側階段が使用できない状況での北棟からの避難経路等を確認する。

6 訓練想定

- ① 予算特別委員会開催中、北棟 5 階給湯室から出火があり、避難が必要な状況。
- ② 北棟 5 階給湯室からの出火により、エレベーターは使用不可。

7 訓練内容

- (1) 避難訓練の趣旨、概要等説明
- (2) 避難訓練の実施
 - ① 火災発生（北棟 5 階給湯室）
 - ② 事務局職員が北棟 5 階給湯室からの出火を確認、初期消火
 - ③ 予算特別委員会委員長が直ちに休憩を宣言、避難指示
 - ④ 危機管理委員及び事務局職員の誘導により避難（南棟 2 階ロビー）
 - ⑤ 避難状況の確認
 - ⑥ 臨時会派協議会を開催し、今後の議事運営を協議

危機管理に関する有識者との意見交換会

日 時 令和7年9月26日（金）15時30分～
場 所 予算特別委員会室

次 第

1 開 会

2 危機管理委員会委員長あいさつ

3 講 演

演 題：災害時における議会の役割について

講 師：拓殖大学政経学部 教授 河村 和徳 氏

4 意見交換

テ ー マ：危機管理マニュアルについて

5 閉 会

(案)

山形県議会

危機管理マニュアル



令和8年●月 第四版

山形県議会

注 事項追加等に伴って第三版の一部を修正した部分は、赤字で表記しています。

別 途 調 製

令和8年●月

山形県議会議長 田澤 伸一

【 目 次 】

はじめに

- 1 山形県議会危機管理マニュアルについて……………1
- 2 災害時の初動対応におけるポイント……………1
- 3 災害時における初動対応……………2

災害時における議員活動の基本原則…………… 3

第1章 災害時の議会活動

- 1 災害発生時・災害発生直後
 - (1) 議員の安否確認……………4
 - (2) 会議開会中の対応……………5
 - ① 災害等発生直後の対応
 - ② 議会継続等の判断
 - ③ 再開等の判断
- 2 災害等に係る情報の収集・伝達……………9
 - (1) 情報の収集と伝達……………9
 - (2) 情報等の伝達方法…………… 9
- 3 県議会としての対応決定まで
 - (1) 緊急の会派協議会の開催……………10
 - (2) 緊急の会派協議会等における職務代理……………12
- 4 県議会としての対応決定後
 - (1) 危機管理委員会の開催……………13

第2章 災害への備え

- 1 予備議場の確保……………15
- 2 緊急通行車両の確認証明……………16
- 3 定期的な訓練の実施……………17

はじめに

1 山形県議会危機管理マニュアルについて

(1) 目的

本県において災害が発生した場合における県議会及び議員の対応について、必要な事項を定めることにより、災害発生時における適切な初動対応に資することを目的とする。

(2) 構成

災害時における県議会及び議員の活動について、①災害発生時・災害発生直後、②県議会としての対応決定まで、③県議会としての対応決定後の3段階に分けて整理する。

(3) 対象とする災害

地震の発生時を基本として作成し、地震以外の災害（津波の発生、台風や豪雨などによる風水害、ミサイル発射等）が発生した場合には、このマニュアルに準じて対応する。

2 災害時の初動対応におけるポイント

(1) 議員の安否確認

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合等、議員は、安否確認システム、電話、ファクシミリ、電子メール、ショートメール等いずれかの通信手段により、事務局へ自らの安否を報告することとし、事務局からの安否確認と併せ、双方向の安否確認を行う。

(2) 会議開会中の対応

本会議や委員会の開会中に大規模災害等が発生した場合には、議員及び執行部の安全を最優先とし、状況により会派協議会・議会運営委員会で対応を協議し、適切かつ柔軟な議会運営を行う。

(3) 災害等に係る情報の収集・伝達

県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が情報を収集するとともに、収集した情報等については、電子メールやファクシミリ等複数の連絡手段により、事務局から議員に伝達する。

(4) 会派協議会の自動招集

県内で震度6弱以上の地震が観測された場合、地震発生の翌々日の午後1時に会派協議会を自動的に開催することにより、電話等の通信手段が不通となった場合においても、当面の災害に係る議会活動についての方針を決定する場を速やかに確保する。

(5) 危機管理委員会の開催

常設の「山形県議会危機管理委員会」を設置し、災害発生時において、執行部における災害対応の確認、当面の県議会としての対応の協議、執行部への提言等を行う。

3 災害時における初動対応

	本会議・委員会開会中	左記以外（特に閉会中）
災害発生時 ・災害発生直後 （24時間以内）	災害等発生直後の対応……p. 5 議会継続等の判断……p. 5 再開等の判断……p. 6	議員の安否確認……p. 4
県議会としての 対応決定まで （72時間以内）		災害等に係る情報の収集・伝達 ……p. 9 （情報収集は対応決定後も継続） 緊急の会派協議会の開催……p. 10
県議会としての 対応決定後	危機管理委員会の開催……p. 13	

《参考》執行部における大規模災害発生時等の動員体制等について
県災害対策本部の設置基準

(1) 地震

県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。

ただし、「震度6弱以上」と、「震度5弱～5強」では、動員体制が異なる。

① 「震度6弱以上」……全職員

② 「震度5弱～5強」の場合…知事、副知事、関係部長等、各部局次長、全課（室）長、対策本部の連絡員、防災危機管理課、消防救急課の全職員 など

(2) 津波警報発表時

(3) 特別警報発表時

(4) 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき

(5) 知事が特に必要と認めたとき

(1)・(2)・(3)の場合は災害対策本部が自動設置される。

災害時における議員活動の基本原則

- 1、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、災害発生時においても、県民全体の利益の実現を目的として行動するものとする。
- 2、全ての行動は、人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断のもとに行うものとする。
- 3、議会活動（本会議、委員会における活動等）を優先し、市町村との連携に留意しつつ、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要な情報の収集に努めるものとする。
- 4、各地域において議員が収集した被害状況や必要な支援の情報等を踏まえ、県議会として集約のうえ、執行部へ提言するものとする。

第 1 章 災害時の議会活動

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

1 災害発生時・災害発生直後

(1) 議員の安否確認

① 議員からの安否報告

ア 県内で震度 5 弱以上の地震が観測された場合、議員自ら、事務局に自身の安否情報を連絡する。

イ 県内以外の滞在地において震度 5 弱以上の地震が観測されたときは、議員自ら、事務局に自身の安否情報を連絡する。なお、議員が連絡できない場合は、家族等から事務局に連絡する。

ウ 事務局への連絡は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

・安否確認システム

・電 話 023-630-2835, 2838, 3250

・ファクシミリ 023-630-2171

・電子メール ygikaisomu@pref.yamagata.jp

・ショートメール 電話番号 (副主幹公用携帯)

② 事務局からの安否確認

議員からの安否報告と並行して、事務局から議員の公用メール、固定電話、携帯電話、携帯メール、ショートメール等に連絡し、安否の確認を行うものとする。

③ 地震以外の災害発生時の準用

県内又は県内以外の滞在地において以下の災害が発生した場合には、上記に準じて安否確認を行うものとする。

- ・豪雨等により警戒レベル 5 「緊急安全確保」が発令された場合
- ・「津波警報」または「大津波警報」が発令された場合

<留意事項>

- ・議員は、災害時の連絡手段（電話番号、メールアドレス等）を、事務局に届け出てください。また、変更があった場合にも同様に届け出てください。
- ・迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、ドメインが「@pref.yamagata.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

(2) 会議開会中の対応

① 災害等発生直後の対応

Jアラート（緊急地震速報、ミサイル発射情報等）が放送された場合、及び大きな地震の揺れを感知した場合は、議長（委員長）は直ちに休憩を宣言し、各議員は、その場で身の安全を確保する。

事務局は、傍聴者等の安全を確保する。

② 議事継続等の判断

議長（委員長）は、議場（委員会室）、議員、執行部の安全等を確認し、事務局長（担当書記）と協議の上、議事を継続できるかどうかについて判断する。

ア 議場（委員会室）の安全確認

- 議長（委員長）は、議場（委員会室）の安全を目視により確認し、議場（委員会室）の安全を確保できない場合は、休憩を延長し、直ちに避難を指示する。

〔避難場所は正面玄関前〕

- 事務局は、議場（委員会室）以外の議会棟の安全確認を行い、議長（委員長）に伝達する。

イ 議員の安全確認

- 議長（委員長）は、議員が議事に参加できるか（負傷者等がいないか）を確認し、負傷者等がいる場合は、休憩を延長し、事務局に救助・救護活動を指示する。
- 事務局は、傍聴者等に負傷者等がいないかを確認し、負傷者等がいる場合は、救助・救護活動を行う。

ウ 執行部の参加確認

- 議長（委員長）は、執行部が議事に参加できるか（負傷者等はいないか、災害対策のため退席する必要があるか等）を確認し、議事に参加できない場合は、休憩を延長する。
- 事務局は、執行部の対応を確認し、議長（委員長）に伝達する。

※休憩が延長された場合は、各議員は執務室等で待機する。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

《参考：災害対策本部等の設置基準（非常配備）》

〔災害対策本部〕 県内で震度5弱以上の地震が発生など

〔危機対策本部〕 武力攻撃事態又は緊急処理事態の発生、ミサイルの国内着弾など

〔ミサイル関係危機対策本部〕 Jアラート（ミサイル発射情報）が作動

これらの基準に該当するときは、知事ほか関係者は議場等から退席する。

③ 再開等の判断

ア 状況確認

事務局長（担当書記）は、次の事項等を確認し、議事を再開できる状況にあると判断した場合は、再開について、議長（委員長）に具申する。また、再開不可能と判断した場合も同様とする。

- イ) 議員は議事に参加できるか（定足数は満たしているか）。
- ロ) 執行部は議事に参加できるか。（注1）
- ハ) 議場（委員会室）（代替場所を含む。）は確保できているか。（注2）

イ 会議の再開等

- イ) 休憩中、議員が議場（委員会室）に留まっている場合
議長（委員長）は、再開を宣言し、議事を継続する。
- ロ) 休憩を延長し、議員が執務室等で待機している場合
 - i) 会派協議会及び議会運営委員会（注3）を開催し、再開の可否及び再開する場合に必要な事項について協議・決定する。

＜会派協議会・議会運営委員会における協議事項（例）＞

- 再開の可否
- 再開時刻、執行部の出席範囲
- 延会（休会・会期延長）の可否
- 再開後の議事の進め方（発言中に休憩した場合の質問時間など）

注1 予定されている議事の内容により、執行部の全部又は一部の出席を求めず、議事を再開する場合がある。

注2 議場（委員会室）の代替場所については、「第2章 1 予備議場の確保」（p.15）参照。なお、議場等が使用できず代替場所も確保できない場合は、緊急措置として避難場所で議事を行う場合がある。

注3 3特別委員会開催日の場合は、会派協議会・議会運営委員会に代えて、特別委員会正副委員長会議（正副議長及び3特別委員会の正副委員長で構成し、座長は議長が務める。）を開催する。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

- ii 本会議（委員会）を再開し、必要な議事（議事の継続・延会（休会・会期延長）など）を行う。（注4）

注4 会議を再開せず、自然延会とする場合がある。

<議長の職務代理>

議長が職務を執り得ない事情にある場合の議長の職務代理者については、地方自治法（以下「法」という。）の規定により、以下のとおりとする。

- ① 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたとき
副議長が議長の職務を行う。（法第106条第1項）
- ② 議長及び副議長ともに事故あるとき
臨時議長（年長の議員）のもとで、指名推選により仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。（法第106条第2項、第107条、第118条）

<考え方>

- ・ 緊急に議長・副議長の職務代理者（仮議長）を選任しなければならない場合として、開会日と閉会日が考えられる。
- ・ 開会日の場合は、会議が開かれずと定例会が流会となり、招集手続からやり直す必要が生じ、閉会日の場合は、会議を開き会期の延長を議決しなければ会期が終了し、議案は廃案となってしまうことになる。
(開会日・閉会日以外の会期中であれば、当日は延会とし、会期内で日程を調整することができる。)

<委員長の職務代理>

委員長が職務を執り得ない事情にある場合の委員長の職務代理者については、山形県議会委員会条例（以下「条例」という。）の規定により、以下のとおりとなる。

- ① 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき
副委員長が委員長の職務を行う。（条例第8条第1項）
- ② 委員長及び副委員長ともに事故あるとき
年長の委員が委員長の職務を行う。（条例第8条第2項）

※委員会とは、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）をいう。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○	○	

2 災害等に係る情報の収集・伝達

(1) 情報の収集と伝達

- ① 県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が被害状況や執行部の対応状況等の情報を収集し、速やかに議員に伝達する。
- ② 県災害対策本部から提供のあった情報については、その都度、速やかに議員に伝達する。ただし、被害情報や執行部の対応状況等について、執行部担当課から電子メール等により議員に情報提供された場合は、これに替えることができる。
- ③ 上記①、②の外、事務局は、必要に応じて情報収集を行い、執行部等から情報提供があった場合には、速やかに議員に伝達する。
- ④ 危機管理委員会が開催される場合、必要に応じ、執行部に出席を要請し、被害状況や執行部の対応状況等について説明を聴取する。

(2) 情報等の伝達方法

- ① 事務局から議員への情報等の伝達については、電子メールやファクシミリ等複数の連絡手段により行うものとする。
- ② 電子メールに通信障害が発生した場合等においては必要に応じ、ペーパーレス会議システムに情報を掲載するものとする。

<留意事項>

- ・ 議員は、災害時の連絡手段（電子メールアドレス、ファクシミリ番号等）を、事務局に届け出てください。また、変更があった場合にも同様に届け出てください。
- ・ 迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、ドメインが「@pref.yamagata.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○		

3 県議会としての対応決定まで

(1) 緊急の会派協議会の開催

当面の災害に係る議会活動についての方針を決定するため、会派協議会を以下のとおり開催する。

① 県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

地震発生の日翌日の午後 1 時に会派協議会を自動的に開催する(※)。ただし、議会運営委員長が被害状況等を勘案し、開催日時等を変更する必要があると判断する場合又は開催する必要があると判断しない場合は、構成員へ事務局から連絡する。

※事務局は、可能な限り会派協議会の構成員への連絡を行うが、連絡がない場合であっても、構成員は自ら参集する。

※参集のため、緊急交通路を通行する必要があるときの対応については、「第 2 章 2 緊急通行車両の確認証明」(p. 16) 参照。

② 上記以外の場合

議会運営委員長が被害状況や県災害対策本部の設置状況等を勘案し、開催する必要があると判断する場合、開催日時等について、構成員へ事務局から連絡する。

< 会派協議会における協議事項 (例) >

- 被害状況等の把握
- 執行部の対応状況
- 議会運営委員会開催の必要性について
- 危機管理委員会開催の必要性について



<臨時会の招集手続>

臨時会の招集手続は、法の規定により、以下のとおりとなる。なお、②により知事に臨時会の招集を請求する場合は、**会派協議会・議会運営委員会での協議が必要となるが**、執行部における災害対応の状況等に十分配慮するものとする。

- ① 原則として議会の招集は、知事が行う。（法第101条第1項）
- ② 議長及び議員（定数の4分の1以上の者）は、会議に付議すべき事件（※）を示して、知事に臨時会の招集を請求できる。（法第101条第2項及び第3項）

※会議に付議すべき事件とは、法律上議会に付議すべき事件であること、議員に発案権があるものでなければならないと解されている。

〔会議に付議すべき事件の例：意見書の提出、特別委員会の設置など〕

また、臨時会での審議は、緊急を要する事件を除き、あらかじめ告示された付議事件についてのみ行われ、付議事件に関係のない一般質問を行うことはできないとされている。
- ③ 議長の請求のあった日から20日以内に知事が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができる。（法第101条第5項）
- ④ 議員の請求のあった日から20日以内に知事が臨時会を招集しないときは、議長は請求者の申出に基づき、当該申出のあった日から、10日以内に臨時会を招集しなければならない。（法第101条第6項）

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○		

(2) 緊急の会派協議会等における職務代理

会派協議会及び議会運営委員会の招集権者である議会運営委員長及びその代理者である副委員長と連絡が取れない場合や参集できない場合の職務代理者については、以下のとおりとする。

① 会派協議会における職務代理

委員長に事故あるときは、委員長が所属する会派の委員（代理委員を含む。）が委員長の職務を行うものとする。

また、委員（議長及び副議長を除く。）に事故あるときは、当該委員が所属する会派から代理委員を出席させるものとする。

なお、代理委員については、原則として議会運営委員会の委員が務めるものとし、あらかじめ会派ごとに代理する順位を定めておくものとする。

② 議会運営委員会における職務代理

ア 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき

副委員長が委員長の職務を行う。（条例第 8 条第 1 項）

イ 委員長及び副委員長ともに事故あるとき

年長の委員が委員長の職務を行う。（条例第 8 条第 2 項）

先例 49-10

議会運営委員に事故ある場合において、その所属する会派がその所属議員を出席させるときは、委員長は、会議規則第 67 条の規定により、委員外議員として出席要求するものとする。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
		○	

4 県議会としての対応決定後

(1) 危機管理委員会の開催

災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議するため、常設の協議調整の場として山形県議会危機管理委員会を設置し、災害発生時には、緊急の会派協議会、議会運営委員会の協議結果を踏まえ危機管理委員会を開催し、当面の県議会としての対応について協議する。

① 執行部における災害対応の確認

- ・ 執行部における災害対応の状況について情報収集を行う。
- ・ 必要に応じ執行部に関係職員の出席を求め被害状況や執行部の対応状況等を確認・チェックする。

② 当面の議会对応の協議

- ・ 執行部の災害対応の状況等を踏まえ、県議会としての対応を協議する。

③ 執行部への提言

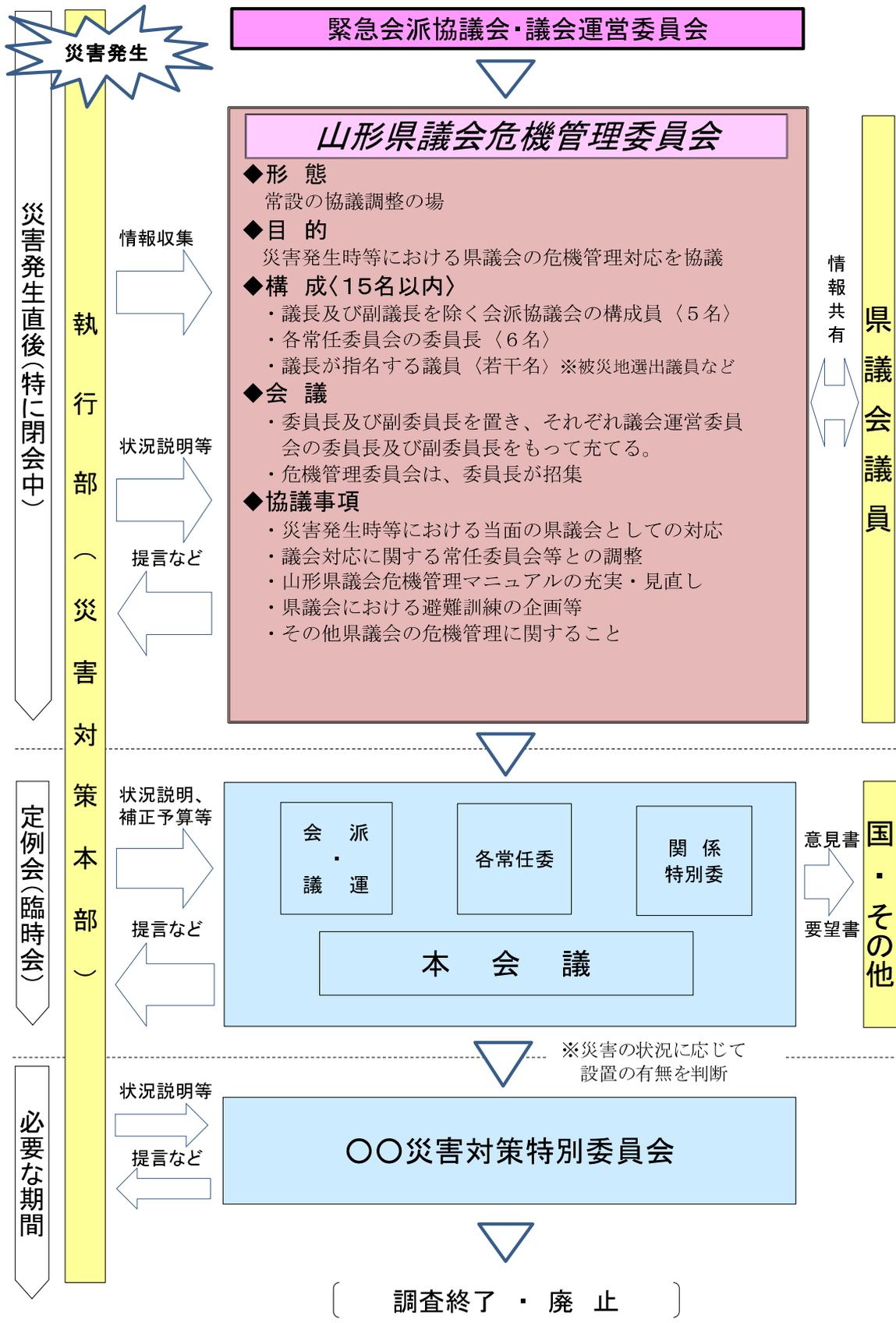
- ・ 危機管理委員会での協議を踏まえ被災地における情報や要望を県議会として集約し、執行部に対し必要な提言等を行う。

④ 災害対応に関する各常任委員会等との調整

- ・ 発災後に開催される定例会（臨時会）における各常任委員会や関係特別委員会等の活動内容等について調整を行う。

なお、危機管理委員会では、平常時には、山形県議会危機管理マニュアルの充実・見直しに関する検討や県議会における定期的な避難訓練の企画等を行う。

危機管理委員会の設置と議会における災害対応の流れ



第2章 災害への備え

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

1 予備議場の確保

議場や委員会室が使用できないときの代替議場等については、次のとおりとする。

(1) 議場が使用できないとき

① 議会北棟の安全が確保できるとき

予算特別委員会室（北棟 5 階）を使用する。

② 議会北棟の安全が確保できないとき

県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れ、**執行部と調整を行う。**

(2) 予算特別委員会室が使用できないとき

① 議会南棟の安全が確保できるとき

第 1 委員会室（南棟 3 階）を使用する。

② 議会南棟の安全が確保できないとき

県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れ、**執行部と調整を行う。**

(3) 議会南棟の委員会室が使用できないとき

① 議会北棟の安全が確保できるとき

第 3 会議室（北棟 4 階、定員 55 人）、第 1 会議室（北棟 4 階、定員 27 人）、会議室（北棟 4 階、定員 26 人）を使用する。

② 議会棟の安全が確保できないとき又は議会棟のみでは代替の委員会室が不足するとき

ア 県庁舎の会議室の使用について、執行部と**調整を行う。**

イ 県庁舎の会議室が使用できないときは、県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れ、**執行部と調整を行う。**

<議会運営質疑応答集>

災害や庁舎改築等のため一時的に議事堂外に議会を招集する場合には、招集告示で「某●●所の仮議事堂に招集する」旨記載すれば足り、会議規則改正は不要である旨の解釈が示されている。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

2 緊急通行車両の確認証明

- (1) 事務局の公用車及び借上げバス（以下、公用車等という。）について、緊急交通路（注1）を通行する必要があるときは、山形県公安委員会（以下、公安委員会という。）から緊急通行車両確認証明書の交付を受けることとする。（注2）
- (2) 委員会等の調査活動を行うため、緊急交通路を通行する必要があるときは、公用車等を使用することとする。
- (3) 議会活動のため議員の私用車を使用する必要がある場合については、公安委員会において、災害の状況等を勘案のうえ、緊急通行車両確認証明書の交付の可否を判断することになるので、事務局が公安委員会に速やかに相談するものとする。

注1 公安委員会が緊急交通路の指定（交通規制の実施）を行ったときには、危機管理担当課にその旨通知される。危機管理担当課は、上記通知を県議会事務局に周知する。

注2 緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止するため、事前登録を行う。事前登録していない車両を使用する場合は、公安委員会から証明書の交付を受ける。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

3 定期的な訓練の実施

- (1) 本マニュアルについて理解を深め、災害発生時に適切かつ迅速に対応することができるよう、議員及び事務局職員は、定期的に訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練の実施に係る企画・立案は、危機管理委員会が行うものとする。

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合等、次のいずれかの通信手段により、議員自らの安否を報告してください。

安否確認システム

(スマートフォン、PCほか)

URL

QRコード

電話 : 023-630-2835, 2838, 3250

ファクシミリ : 023-630-2171

電子メール : ygikaisomu@pref.yamagata.jp

ショートメール : **電話番号** (副主幹公用携帯)

主要連絡先

(山形県議会事務局)

総務課 電話 : 023 - 630 - 2838 ファクシミリ : 023 - 630 - 2171

携帯電話 : **電話番号** (副主幹公用携帯)

議事調査課 電話 : 023 - 630 - 2840 ファクシミリ : 023 - 630 - 2853

政策調査室 電話 : 023 - 630 - 2846 ファクシミリ : 同上

3階受付 電話 : 023 - 630 - 3200

4階受付 電話 : 023 - 630 - 3211